

鳥取労働局発表
令和5年12月22日

担	職業安定部長 勝部健太郎
当	地方障害者雇用担当官 大島勇人
	TEL 0857-29-1708

鳥取県における令和5年「障害者の雇用状況」集計結果

— 達成企業割合は3.9ポイント増加し64.2% —

鳥取労働局（局長 ひらかわ まさひろ 平川 雅浩）は、令和5年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況を取りまとめましたので公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（以下「法定雇用率」という。）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【令和5年の結果等におけるポイント】

1 民間企業（法定雇用率2.3%）における状況について

- ① 法定雇用率達成企業割合は64.2%となり、前年に比して3.9ポイント増加した。
なお、全国平均（50.1%）を14.1ポイント上回った。
- ② 障害者の実雇用率は2.47%となり、前年に比して0.08ポイント上昇した。
なお、全国平均（2.33%）を0.14ポイント上回った。

2 地方公共団体等（同2.6%、県・市町村の教育委員会は2.5%）における状況について

- ① 県の機関（3機関）は、全ての機関で達成した。
- ② 県・市町村教育委員会は、全ての機関で達成した。
- ③ 市町村の機関（27機関）は、1機関が未達成であった（11月1日付けで1機関も達成）。
- ④ 独立行政法人等（3機関）は、全ての機関で達成した。

3 今後の対応について

- ① 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進すべき立場にあるため、引き続き全機関が達成となるよう助言、指導を行う。
- ② 民間企業に対しては、ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部等と連携したチーム支援等による援助、指導を積極的に実施する。

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率 [詳細表1(1)]

- ① 一般の民間企業(43.5人以上規模の企業:法定雇用率2.3%)における障害者雇用数は1,572.0人(実人数1,427人)で、前年より49.5人増加した(実人数は前年より12人増加)。このうち、身体障害者は788.5人(実人数609人)、知的障害者は412.5人(実人数447人)、精神障害者は371.0人(実人数371人)であった。
- ② 令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間の新規雇用者数は159.0人で、前年新規雇用者数と比べ14.5人増加した。
- ③ 雇用率は、2.47%で前年より0.08ポイント上昇した。
- ④ 法定雇用率達成企業(307企業)の割合は64.2%で、前年より3.9ポイント増加した。

○産業別の状況 [詳細表1(2)]

- ① 産業別の障害者雇用数は、医療、福祉で489.0人(前年差14.5人減)、製造業で386.5人(前年差56.0増加)、卸売業、小売業で238.0人(前年差11.0人増)、生活関連サービス業、娯楽業で91.5人(前年差16.0人減)、サービス業で107.0人(前年差1.0人増)となった。
- ② 雇用率は、生活関連サービス業、娯楽業で7.01%(前年差0.49ポイント減)、医療、福祉で2.68%(前年差0.01ポイント減)、サービス業で2.84%(前年差0.19ポイント増)、運輸業、郵便業で2.20%(前年差0.35%増)となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、サービス業で79.5%(前年差6.3ポイント増)、不動産・物品賃貸業で75.0%(前年差25.0ポイント増)、生活関連サービス業、娯楽業で72.7%(前年差2.3ポイント減)、宿泊業・飲食サービス業で70.6%(前年差11.8ポイント増)となった。

○企業規模別の状況 [詳細表1(3)]

- ① 企業規模別に見ると、雇用されている障害者の数は、43.5~100人未満規模企業で、379.5人(前年差14.5人増)、100~300人未満で641.0人(前年差29.5人減)、300~500人未満で205.5人(前年差5.5人増)、500~1,000人未満で226.5人(前年差20.0人減)、1,000人以上で70.0人(前年差4.5人減)となった。
- ② 実雇用率は、企業規模別で見ると43.5~100人未満規模企業で2.27%(前年差0.1ポイント増)、100~300人未満で2.44%(前年差0.07ポイント減)、300~500人未満で2.54%(前年差0.21ポイント減)、500~1,000人未満で2.34%(前年差0.05ポイント減)、1,000人以上で2.39%(前年差0.19ポイント減)となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模別で見ると43.5~100人未満規模企業で56.6%(前年差2.7ポイント増)、100~300人未満で66.1%(前年差2.4ポイント減)、300~500人未満で56.5%(前年差10.2ポイント減)、500~1,000人未満で66.7%(前年差10.4ポイント増)、1,000人以上で50.0%(前年差50.0ポイント減)となった。

○独立行政法人等の状況 [総括表3]

独立行政法人等(38.5人以上規模の法人:法定雇用率2.6%)における実雇用率は、2.70%で前年より0.04ポイント増加した。

2 地方公共団体における在職状況

○県の機関における在職状況〔総括表2(1)〕

県の機関(38.5人以上:法定雇用率2.6%)における実雇用率は、3.29%で前年より0.01ポイント上昇した。

○県・市町村教育委員会における在職状況〔総括表2(3)〕

県・市町村教育委員会(40.0人以上:法定雇用率2.5%)の実雇用率は、2.75%で前年より0.01ポイント上昇した。

○市町村の機関における在職状況〔総括表2(2)〕

市町村の機関(38.5人以上:法定雇用率2.6%)の実雇用率は、2.85%で前年より0.12ポイント下降した。

総括表

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における障害者雇用状況(法定雇用率2.3%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
鳥取県	63,662.0 人 (63,653.0 人)	1,572.0 人 (1,522.5 人)	2.47 % (2.39 %)	307 / 478 (292 / 484)	64.2 % (60.3 %)
全国	27,523,661.0 人 (27,281,606.5 人)	642,178.0 人 (613,958.0 人)	2.33 % (2.25 %)	54,239 / 108,202 (52,007 / 107,691)	50.1 % (48.3 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1)都道府県の機関(法定雇用率2.6%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	5,056.0 人 (5,049.0 人)	166.5 人 (165.5 人)	3.29 % (3.28 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)
全国	359,503.0 人 (363,592.0 人)	10,627.5 人 (10,409.0 人)	2.96 % (2.86 %)	152 / 163 (153 / 164)	93.3 % (93.3 %)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.6%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	9,317.5 人 (9,102.5 人)	265.5 人 (270.0 人)	2.85 % (2.97 %)	26 / 27 (26 / 27)	96.3 % (96.3 %)
全国	1,353,735.5 人 (1,341,687.5 人)	35,611.5 人 (34,535.5 人)	2.63 % (2.57 %)	1,910 / 2,460 (1,846 / 2,462)	77.6 % (75.0 %)

(3)都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	5,166.0 人 (5,118.0 人)	142.0 人 (140.0 人)	2.75 % (2.74 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)
全国	726,615.5 人 (726,284.0 人)	16,999.0 人 (16,500.0 人)	2.34 % (2.27 %)	64 / 95 (57 / 95)	67.4 % (60.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

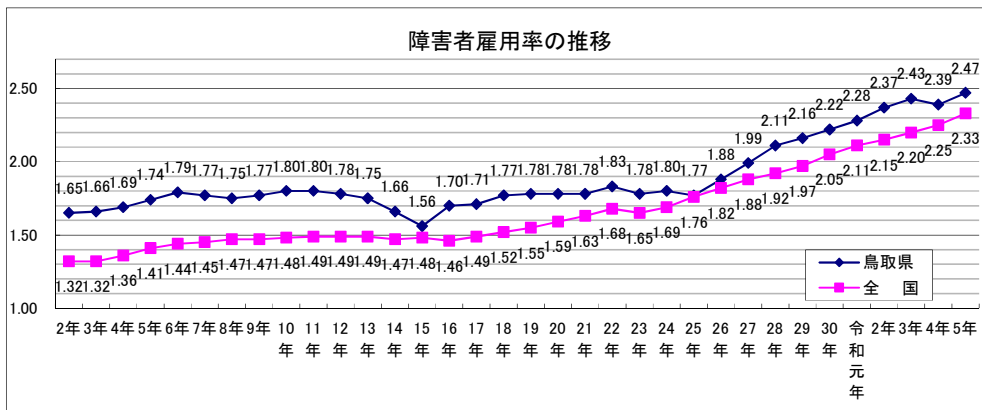
区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
鳥取県	2,332.5 人 (2,331.5 人)	63.0 人 (62.0 人)	2.70 % (2.66 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)
全国	467,326.5 人 (455,960.5 人)	12,879.5 人 (12,420.5 人)	2.76 % (2.72 %)	308 / 369 (292 / 365)	83.5 % (80.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者は、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
 - ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者福祉保健手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

項目 年	鳥 取 県					全 国	
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	障害者数	実雇用率
平成2年	327	53,350	881	1.65	179	203,634	1.32
3年	335	53,952	894	1.66	188	214,814	1.32
4年	344	55,207	933	1.69	199	229,627	1.36
5年	346	54,905	955	1.74	203	240,985	1.41
6年	339	54,909	984	1.79	212	245,348	1.44
7年	332	55,303	980	1.77	207	247,077	1.45
8年	323	54,594	953	1.75	192	247,982	1.47
9年	311	53,921	952	1.77	188	250,030	1.47
10年	304	53,781	966	1.80	188	251,443	1.48
11年	357	55,557	1,002	1.80	191	254,562	1.49
12年	355	54,970	976	1.78	197	252,836	1.49
13年	340	53,231	933	1.75	187	252,870	1.49
14年	324	49,141	816	1.66	178	246,284	1.47
15年	324	49,443	772	1.56	163	247,093	1.48
16年	333	51,027	870	1.70	178	257,939	1.46
17年	345	52,488	898	1.71	189	269,066	1.49
18年	333	51,201	905.0	1.77	188	283,750.5	1.52
19年	347	51,535	918.5	1.78	201	302,716.0	1.55
20年	349	52,922	941.0	1.78	211	325,603.0	1.59
21年	349	52,078	927.5	1.78	206	332,811.5	1.63
22年	329	50,091	919.0	1.83	196	342,973.5	1.68
23年	362	55,320.5	985.5	1.78	204	366,199.0	1.65
24年	362	54,810.0	984.5	1.80	205	382,363.5	1.69
25年	394	57,302.5	1,016.0	1.77	211	408,947.5	1.76
26年	413	58,791.5	1,107.5	1.88	209	431,225.5	1.82
27年	425	59,697.0	1,187.0	1.99	233	453,133.5	1.88
28年	423	60,313.5	1,271.0	2.11	250	474,374.0	1.92
29年	427	60,953.0	1,316.0	2.16	255	495,795.0	1.97
30年	471	63,034.5	1,402.5	2.22	266	534,769.5	2.05
令和元年	473	63,851.0	1,458.0	2.28	277	560,608.5	2.11
令和2年	473	63,950.0	1,512.5	2.37	298	578,292.0	2.15
令和3年	486	63,946.5	1,556.5	2.43	292	597,786.0	2.20
令和4年	484	63,653.0	1,522.5	2.39	292	613,958.0	2.25
5年	478	63,662.0	1,572.0	2.47	307	642,178.0	2.33
対前年	△ 6	9.0	49.5	0.08	15	28,220.0	0.08



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

期間	カウント対象者
平成17年度まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年度以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成22年度まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成23年度以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
鳥取県	企業 478 (484)	人 63,662.0 (63,653.0)	人 220 (217)	人 49 (55)	人 1,008 (924)	人 150 (219)	人 1,572.0 (1,522.5)	人 159.0 (144.5)	% 2.47 (2.39)	企業 307 (292)	% 64.2 (60.3)
全国	108,202 (107,691)	27,523,661.0 (27,281,606.5)	127,318 (125,433)	17,553 (17,969)	350,061 (317,201)	39,856 (55,844)	642,178.0 (613,958.0)	63,557.5 (58,855.0)	2.33 (2.25)	54,239 (52,007)	50.1 (48.3)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
鳥取県	1,572.0 (1,522.5)	203 (196)	45 (47)	314 (307)	47 (50)	788.5 (771.0)	50.5 (49.5)	17 (21)	4 (8)	323 (319)	103 (111)	412.5 (424.5)	32.5 (28.0)	254 (237)	117 (119)	117 (61)	371.0 (327.0)	76.0 (67.0)
全国	642,178.0 (613,958.0)	104,794 (103,362)	13,119 (13,369)	128,976 (128,909)	16,949 (17,531)	360,157.5 (357,767.5)	24,664.5 (23,948.0)	22,524 (22,071)	4,434 (4,600)	90,787 (86,372)	22,907 (22,624)	151,722.5 (146,426.0)	13,574.0 (13,189.0)	96,222 (85,305)	34,076 (32,304)	34,076 (16,615)	130,298.0 (109,764.5)	25,319.0 (21,718.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種(について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

(2) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	人					
産業計	478 (484)	63,662.0 (63,653.0)	220 (217)	49 (55)	1,008 (924)	150 (219)	1,572.0 (1,522.5)	159.0 (144.5)	2.47 (2.39)	307 (292)	64.2 (60.3)	
農、林、漁業	4 (4)	295.0 (286.0)	0 (1)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	4.0 (7.0)	0.0 (0.0)	1.36 (2.45)	2 (2)	50.0 (50.0)	
鉱業、採石業、 砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	- (-)	- (-)	
建設業	19 (18)	1,679.0 (1,568.5)	7 (3)	1 (1)	15 (12)	0 (0)	30.0 (19.0)	0.0 (3.0)	1.79 (1.21)	12 (10)	63.2 (55.6)	
製造業	114 (110)	15,468.5 (14,756.5)	57 (48)	2 (5)	266 (223)	9 (13)	386.5 (330.5)	41.0 (26.5)	2.50 (2.24)	77 (71)	67.5 (64.5)	
電気・ガス・熱供給・ 水道業	4 (4)	354.5 (357.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	1.0 (0.0)	0.56 (0.28)	1 (-)	25.0 (-)	
情報通信業	10 (11)	1,605.0 (1,648.5)	6 (5)	1 (1)	17 (12)	2 (0)	31.0 (23.0)	6.5 (0.0)	1.93 (1.40)	4 (3)	40.0 (27.3)	
運輸業、郵便業	17 (17)	2,063.5 (1,728.5)	7 (7)	0 (0)	30 (29)	3 (2)	45.5 (44.0)	5.0 (9.0)	2.20 (2.55)	12 (12)	70.6 (70.6)	
卸売業、小売業	96 (95)	11,605.0 (11,532.5)	33 (35)	11 (11)	146 (122)	30 (48)	238.0 (227.0)	25.0 (29.0)	2.05 (1.97)	54 (52)	56.3 (54.7)	
金融業、保険業	11 (11)	2,137.5 (2,215.0)	6 (7)	0 (0)	32 (41)	1 (0)	44.5 (55.0)	0.0 (3.0)	2.08 (2.48)	5 (10)	45.5 (90.9)	
不動産業、 物品賃貸業	4 (4)	232.5 (235.0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	4.0 (3.0)	1.0 (0.0)	1.72 (1.28)	3 (2)	75.0 (50.0)	
学術研究、専門・技術 サービス業	9 (9)	848.5 (786.5)	3 (3)	0 (0)	6 (8)	1 (0)	12.5 (14.0)	1.5 (0.0)	1.47 (1.78)	4 (4)	44.4 (44.4)	
宿泊業、飲食サービス 業	17 (17)	1,224.5 (1,191.5)	1 (1)	0 (0)	22 (14)	8 (15)	28.0 (23.5)	1.0 (3.5)	2.29 (1.97)	12 (10)	70.6 (58.8)	
生活関連サービス業、 娯楽業	11 (12)	1,305.0 (1,433.0)	17 (19)	0 (1)	57 (68)	1 (1)	91.5 (107.5)	2.0 (3.0)	7.01 (7.50)	8 (9)	72.7 (75.0)	
教育、学習支援業	9 (11)	910.0 (1,034.5)	2 (3)	2 (1)	7 (5)	1 (1)	13.5 (12.5)	3.0 (0.0)	1.48 (1.21)	3 (3)	33.3 (27.3)	
医療、福祉	108 (114)	18,263.0 (18,870.5)	56 (64)	30 (32)	303 (280)	88 (127)	489.0 (503.5)	61.0 (60.0)	2.68 (2.67)	75 (69)	69.4 (60.5)	
複合サービス事業	6 (6)	1,900.5 (2,009.0)	6 (5)	0 (0)	33 (36)	0 (0)	45.0 (46.0)	4.0 (1.0)	2.37 (2.29)	4 (5)	66.7 (83.3)	
サービス業	39 (41)	3,770.0 (4,000.5)	18 (15)	2 (3)	66 (67)	6 (12)	107.0 (106.0)	7.0 (6.5)	2.84 (2.65)	31 (30)	79.5 (73.2)	

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 人	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	e. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e) ×0.5+e	g. うち新規雇用分
産業計	1,572.0 (1,522.5)	203 (196)	45 (47)	314 (307)	47 (50)	788.5 (771.0)	50.5 (49.5)	17 (21)	4 (8)	323 (319)	103 (111)	412.5 (424.5)	32.5 (28.0)	254 (237)	117 (119)	117 (61)	371.0 (327.0)	76.0 (67.0)
農、林、漁業	4.0 (7.0)	0 (1)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	4.0 (7.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	30.0 (19.0)	7 (3)	1 (1)	11 (9)	0 (0)	26.0 (16.0)		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)		2 (2)	1 (1)	1 (1)	3.0 (3.0)	
製造業	386.5 (330.5)	55 (45)	2 (5)	84 (69)	3 (3)	197.5 (165.5)		2 (3)	0 (0)	97 (89)	6 (6)	104.0 (98.0)		76 (59)	9 (10)	9 (6)	85.0 (67.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	2.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
情報通信業	31.0 (23.0)	6 (5)	1 (1)	6 (5)	1 (0)	19.5 (16.0)		0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0.5 (2.0)		8 (4)	3 (1)	3 (1)	11.0 (5.0)	
運輸業、郵便業	45.5 (44.0)	7 (7)	0 (0)	15 (19)	2 (1)	30.0 (33.5)		0 (0)	0 (0)	7 (6)	1 (1)	7.5 (6.5)		5 (4)	3 (0)	3 (0)	8.0 (4.0)	
卸売業、小売業	238.0 (227.0)	32 (34)	10 (10)	36 (33)	12 (11)	116.0 (116.5)		1 (1)	1 (1)	56 (51)	18 (23)	68.0 (65.5)		32 (30)	22 (22)	22 (8)	54.0 (45.0)	
金融業、保険業	44.5 (55.0)	6 (7)	0 (0)	13 (15)	0 (0)	25.0 (29.0)		0 (0)	0 (0)	16 (17)	1 (0)	16.5 (17.0)		3 (9)	0 (0)	0 (0)	3.0 (9.0)	
不動産業、物品賃貸業	4.0 (3.0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3.0 (3.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	1 (0)	1 (0)	1.0 (0.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	12.5 (14.0)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	1 (0)	9.5 (9.0)		0 (0)	0 (0)	0 (4)	0 (0)	0.0 (4.0)		3 (1)	0 (0)	0 (0)	3.0 (1.0)	
宿泊業、飲食サービス業	28.0 (23.5)	1 (1)	0 (0)	6 (4)	3 (5)	9.5 (8.5)		0 (0)	0 (0)	11 (6)	5 (10)	13.5 (11.0)		4 (4)	1 (0)	1 (0)	5.0 (4.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	91.5 (107.5)	7 (8)	0 (1)	8 (8)	0 (0)	22.0 (25.0)		10 (11)	0 (0)	41 (49)	1 (1)	61.5 (71.5)		7 (9)	1 (2)	1 (2)	8.0 (11.0)	
教育・学習支援業	13.5 (12.5)	2 (3)	2 (1)	4 (4)	1 (1)	10.5 (11.5)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		2 (0)	1 (1)	1 (1)	3.0 (1.0)	
医療、福祉	489.0 (503.5)	53 (60)	27 (26)	86 (89)	23 (27)	230.5 (248.5)		3 (4)	3 (6)	64 (69)	65 (62)	105.5 (114.0)		81 (82)	72 (78)	72 (40)	153.0 (141.0)	
複合サービス事業	45.0 (46.0)	6 (5)	0 (0)	14 (17)	0 (0)	26.0 (27.0)		0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	6.0 (6.0)		12 (12)	1 (1)	1 (1)	13.0 (13.0)	
サービス業	107.0 (106.0)	17 (13)	2 (2)	22 (25)	1 (2)	58.5 (54.0)		1 (2)	0 (1)	24 (20)	5 (8)	28.5 (29.0)		18 (21)	2 (3)	2 (1)	20.0 (23.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

(3) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)並びに精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 478 (484)	63,662.0 (63,653.0)	220 (217)	49 (55)	1,008 (924)	150 (219)	1,572.0 (1,522.5)	159.0 (144.5)	2.47 (2.39)	企業 307 (292)	64.2 (60.3)
43.5～ 100人未満	企業 263 (267)	16,494.0 (16,695.0)	59 (43)	14 (15)	286 (239)	46 (79)	441.0 (379.5)	68.0 (61.5)	2.67 (2.27)	企業 162 (151)	61.6 (56.6)
100～ 300人未満	173 (177)	26,068.5 (26,295.0)	89 (93)	23 (22)	392 (403)	38 (60)	612.0 (641.0)	51.0 (54.5)	2.35 (2.44)	120 (117)	69.4 (66.1)
300～ 500人未満	24 (23)	8,442.0 (8,080.0)	31 (31)	5 (5)	149 (130)	15 (17)	223.5 (205.5)	18.0 (10.5)	2.65 (2.54)	15 (13)	62.5 (56.5)
500～ 1,000人未満	16 (15)	9,782.0 (9,660.0)	32 (36)	4 (6)	138 (123)	39 (51)	225.5 (226.5)	17.0 (17.0)	2.31 (2.34)	9 (10)	56.3 (66.7)
1,000以上	2 (2)	2,875.5 (2,923.0)	9 (14)	3 (7)	43 (29)	12 (12)	70.0 (70.0)	5.0 (1.0)	2.43 (2.39)	1 (1)	50.0 (50.0)

注 1(1)①の表と同じ

6

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	1,572.0 (1,522.5)	203 (196)	45 (47)	314 (307)	47 (50)	788.5 (771.0)	50.5 (49.5)	17 (20)	4 (8)	323 (317)	103 (111)	412.5 (424.5)	32.5 (28.0)	254 (237)	117 (119)	117 (61)	371.0 (327.0)	76.0 (67.0)
43.5～ 100人未満	441.0 (379.5)	47 (39)	14 (14)	84 (73)	14 (16)	199.0 (173.0)		12 (4)	0 (1)	88 (69)	32 (41)	128.0 (98.5)		53 (60)	61 (59)	61 (37)	114.0 (108.0)	
100～ 300未満	612.0 (641.0)	86 (79)	20 (20)	118 (125)	10 (13)	315.0 (309.5)		3 (14)	3 (2)	125 (153)	28 (32)	148.0 (199.0)		119 (111)	30 (29)	30 (14)	149.0 (132.5)	
300～ 500人未満	223.5 (205.5)	30 (30)	5 (5)	46 (48)	10 (6)	116.0 (116.0)		1 (0)	0 (0)	47 (44)	5 (6)	51.5 (51.0)		46 (34)	10 (7)	10 (2)	56.0 (38.5)	
500～ 1,000人未満	225.5 (226.5)	31 (35)	4 (6)	47 (46)	10 (11)	118.0 (127.5)		1 (1)	0 (0)	53 (43)	29 (28)	69.5 (59.0)		28 (28)	10 (18)	10 (6)	38.0 (40.0)	
1,000人以上	70.0 (70.0)	9 (13)	2 (2)	19 (15)	3 (4)	40.5 (45.0)		0 (1)	1 (5)	10 (8)	9 (4)	15.5 (17.0)		8 (4)	6 (6)	6 (2)	14.0 (8.0)	

注 1(1)②の表と同じ

(4) 身体障害者の部別雇用状況

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 38	人 78	人 7	人 298	人 188	人 609
	(35)	(73)	(7)	(306)	(179)	(600)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
43.5～ 100人未満	人 8	人 15	人 3	人 85	人 48	人 159
	(7)	(13)	(2)	(77)	(43)	(142)
100～ 300人未満	11	34	2	102	85	234
	(9)	(34)	(2)	(116)	(76)	(237)
300～ 500人未満	7	10	1	51	22	91
	(5)	(7)	(1)	(51)	(25)	(89)
500～ 1,000人未満	2	16	0	47	27	92
	(3)	(16)	(1)	(50)	(28)	(98)
1,000人以上	10	3	1	13	6	33
	(11)	(3)	(1)	(12)	(7)	(34)

注 1(4)①の表と同じ

③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	人 0	人 1	人 0	人 2	人 1	人 4
	(0)	(1)	(0)	(4)	(1)	(6)
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
建設業	1	0	0	12	6	19
	(0)	(0)	(0)	(10)	(3)	(13)
製造業	4	29	1	68	42	144
	(4)	(22)	(0)	(60)	(36)	(122)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	0	0	0	1	0	1
	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
情報通信業	3	2	0	5	4	14
	(2)	(2)	(0)	(2)	(5)	(11)
運輸業、郵便業	0	3	0	11	10	24
	(0)	(3)	(0)	(14)	(10)	(27)
卸売業、小売業	4	11	1	36	38	90
	(2)	(11)	(1)	(34)	(40)	(88)
金融業、保険業	0	2	0	14	3	19
	(0)	(2)	(0)	(15)	(5)	(22)
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	1	1	2
	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)
学術研究、 専門・技術サービス業	0	0	0	1	6	7
	(0)	(0)	(0)	(1)	(5)	(6)
宿泊業、 飲食サービス業	0	2	0	6	2	10
	(0)	(1)	(0)	(7)	(2)	(10)
生活関連サービス業、 娯楽業	1	4	1	6	3	15
	(1)	(4)	(1)	(7)	(4)	(17)
教育、学習支援業	0	0	0	4	5	9
	(0)	(0)	(0)	(3)	(6)	(9)
医療、福祉	24	17	4	97	47	189
	(25)	(21)	(4)	(107)	(45)	(202)
複合サービス事業	1	3	0	9	7	20
	(1)	(2)	(1)	(11)	(7)	(22)
サービス業	0	4	0	25	13	42
	(0)	(4)	(0)	(29)	(9)	(42)

注 1(4)①の表と同じ

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.6%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
鳥取県	機関 3 (3)	人 5,056.0 (5,049.0)	人 48 (50)	人 0 (2)	人 69 (63)	人 2 (1)	人 166.5 (165.5)	人 13.0 (18.0)	% 3.29 (3.28)	機関 3 (3)	% 100.0 (100.0)
全国	163 (164)	359,503.0 (363,592.0)	2,536 (2,547)	298 (298)	5,030 (4,744)	455 (546)	10,627.5 (10,409.0)	987.5 (975.5)	2.96 (2.86)	152 (153)	93.3 (93.3)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					f. うち新規雇用分	③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
鳥取県	166.5 (165.5)	48 (50)	0 (2)	29 (28)	1 (0)	125.5 (130.0)	6.0 (10.0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	7.0 (7.0)	0.0 (0.0)	33 (27)	1 (2)	1 (1)	34.0 (29.0)	7.0 (8.0)
全国	10,627.5 (10,409.0)	2,530 (2,539)	294 (295)	2,878 (2,904)	388 (413)	8,426.0 (8,483.5)	468.5 (485.0)	6 (8)	4 (3)	213 (205)	67 (77)	262.5 (262.5)	65.0 (78.5)	1,666 (1,432)	273 (259)	273 (203)	1,939.0 (1,663.0)	454.0 (412.0)

〔2(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとした。

- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

〔2(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④欄の計である。

2 ③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間勤務労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしている。

- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.6%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の割合	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
鳥取県	機関 27 (27)	人 9,317.5 (9,102.5)	人 59 (58)	人 2 (5)	人 135 (146)	人 10.5 (6)	人 265.5 (270.0)	人 16.0 (21.0)	% 2.85 (2.97)	機関 26 (26)	% 96.3 (96.3)
全国	(2,462)	(1,341,687.5)	(8,239)	(644)	(16,787)	(1,253)	(34,535.5)	(3,193.5)	(2.57)	(1,846)	(75.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					f. うち新規雇用分	③ 知的障害者の数					g. うち新規雇用分	④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c×0.5+d		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
鳥取県	265.5 (270.0)	59 (58)	1 (4)	66 (71)	4 (3)	187.0 (192.5)	5.0 (14.0)	0 (0)	1 (1)	15 (14)	1 (3)	16.5 (16.5)	1.0 (0.0)	54 (53)	8 (8)	8 (8)	62.0 (61.0)	10.0 (7.0)
全国	35,611.5 (34,535.5)	8,188 (8,142)	647 (597)	10,217 (10,228)	921 (856)	27,700.5 (27,537.0)	1,660.5 (1,754.0)	104 (97)	37 (47)	1,138 (1,082)	232 (219)	1,499.0 (1,432.5)	222.5 (256.5)	5,522 (4,897)	890 (758)	890 (580)	6,412.0 (5,566.0)	1,224.0 (1,183.0)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】地方公共団体等における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人員

	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
県の機関	78	1	0	7	0	9	21	3	3	2	16	13	0	1	1	1	0
県・市町村教育委員会	53	7	0	13	0	2	11	0	3	0	10	2	0	4	0	0	1
市町村の機関	130	3	4	13	1	14	31	7	19	4	18	10	0	3	0	3	0
独立行政法人等	19	4		1	1			7						6			

(3) 公的機関の各機関の状況

令和5年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
	人	人	%	人	
鳥取県知事部局	3,753.0	130.5	3.48	0.0	特例認定あり(注4①)
鳥取県病院局	990.0	27.0	2.73	0.0	
鳥取県警察本部	313.0	9.0	2.88	0.0	
鳥取県教育委員会	5,124.0	141.0	2.75	0.0	
鳥取市	2,422.0	68.0	2.81	0.0	特例認定あり(注4④)
米子市	1,466.0	40.0	2.73	0.0	特例認定あり(注4②)
倉吉市	746.0	19.5	2.61	0.0	特例認定あり(注4⑥)
境港市	356.5	11.5	3.23	0.0	特例認定あり(注4⑤)
岩美町	248.0	10.0	4.03	0.0	特例認定あり(注4③)
若桜町	152.0	5.0	3.29	0.0	
智頭町	203.0	4.0	1.97	1.0	(注5)
八頭町	396.5	10.0	2.52	0.0	
三朝町	99.0	3.5	3.54	0.0	
北栄町	320.0	12.0	3.75	0.0	
湯梨浜町	328.0	11.0	3.35	0.0	
琴浦町	323.5	8.0	2.47	0.0	
日吉津村	106.5	2.0	1.88	0.0	
大山町	330.0	8.0	2.42	0.0	
南部町	191.0	5.0	2.62	0.0	
伯耆町	223.5	5.0	2.24	0.0	
日南町	168.5	9.0	5.34	0.0	
日野町	72.5	1.0	1.38	0.0	
江府町	107.5	3.0	2.79	0.0	
鳥取市水道局	115.5	3.0	2.60	0.0	
米子市水道局	120.0	4.0	3.33	0.0	
鳥取市立病院	309.5	8.0	2.58	0.0	
国民健康保険智頭病院	132.0	5.0	3.79	0.0	
南部町国民健康保険西伯病院	155.0	4.0	2.58	0.0	
日南町国民健康保険日南病院	72.0	1.0	1.39	0.0	
日野病院組合	100.5	3.0	2.99	0.0	
日野町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
鳥取県西部広域行政管理組合	53.0	2.0	3.77	0.0	
鳥取大学	2,173.0	58.0	2.67	0.0	
鳥取県産業技術センター	66.0	1.0	1.52	0.0	
鳥取環境大学	93.5	4.0	4.28	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
①鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付けで、鳥取県企業局と特例認定を受けている。
②米子市は、平成15年2月26日付けで、米子市教育委員会と特例認定を受けている。
③岩美町は、平成18年2月23日付けで、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。
④鳥取市は、平成23年3月11日付けで、鳥取市教育委員会と、令和2年7月31日付けで、鳥取市監査委員事務局と特例認定を受けている。
⑤境港市は、平成29年4月3日付けで、境港市教育委員会と特例認定を受けている。
⑥倉吉市は、平成31年2月15日付けで、倉吉市教育委員会と、令和2年11月25日付けで、倉吉市上下水道局と特例認定を受けている。

5 智頭町は、令和5年11月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントされる。

※ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。